

令和7年度 「丸森町放課後児童クラブ」 利用申請のご案内

◆放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ(以下、児童クラブ)は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として開設しています。

◆支援内容について

児童クラブでは、安全な生活の場を提供し、一人一人がのびのびと安心して過ごせるよう心身の健やかな成長を促すことを目的に、放課後児童支援員等の有資格者を配置し、支援を行っています。

※学校や学習塾のような学習指導は行っていません。子ども達が自ら机に向かう環境を整え宿題への声かけは行いますが、指導や添削はできませんので、ご家庭でお願いします。

◆利用できる方

次の①～③のすべてに該当する児童

- ① 丸森町に住所がある。
- ② 丸森町の小学校に通学している。
- ③ 保護者が就労等*で昼間家庭にいない。

※就労等とは、次に該当する方です。

事由	内容	利用可能期間
就労	月間 48 時間以上の就労をしていること。	就労の期間
妊娠・出産	妊娠中から産後 8 週間の状態にあること。	妊娠中から産後 8 週間
疾病・障害	身体等に障害等を有する状態にあること。	疾病・障害の期間
介護・看護	同居親族等が介護・看護の状態にあること。	介護・看護の期間
災害復旧	災害の復旧にあたっている状態にあること。	災害復旧の期間
求職活動	起業・就職の準備等の状態にあること。	90 日間
就学	職業訓練等を受けている状態にあること。	就学の期間
虐待・DV	家庭内で虐待や DV の恐れがあること。	虐待・DV の期間
育児休業	継続利用中に育児休業の状態にあること。	育児休業の期間
その他	上記以外で町長が必要であると認める状態にあること。	町長の認める期間

注意！

放課後児童クラブは毎年度利用申請が必要です。

現在利用している方も、継続利用する場合は忘れずにご提出ください。

丸森町放課後児童クラブ基本情報

◆放課後児童クラブ一覧

施設名	所在地	定員(※1)
丸森地区第1放課後児童クラブ 丸森にこにこクラブ(※2)	丸森町字菱川内 39 番地【丸森小学校】	40 名
丸森地区第2放課後児童クラブ 丸森わくわくクラブ(※2)	丸森町字町西 29 番地 2【旧仙台銀行】	40 名
金山地区放課後児童クラブ 金っこクラブ	丸森町金山字下前川原 1 番地 1【旧金山小学校】	20 名
大内地区放課後児童クラブ うりぼうズ	丸森町大内字横手 18 番地【旧大内小学校】	25 名
小斎地区放課後児童クラブ こめっ子クラブ	丸森町小斎字古館 95 番地【旧小斎小学校】	20 名
館矢間地区第1放課後児童クラブ 館っ子クラブ(※2)	丸森町館矢間館山字玉川 29 番地 1【館矢間小学校】	50 名
館矢間地区第2放課後児童クラブ 元気っ子クラブ(※2)	丸森町館矢間館山字東玉川 199 番地【旧いちまさ】	60 名
大張地区放課後児童クラブ 大張っ子クラブ(※3)	丸森町大張川張字宮田 25 番地【旧大張小学校】	20 名

※1 利用申請者数が定員を超える場合は、クラブの状況を考慮して弾力的に対応しますが、利用できない場合もありますのでご了承願います。(利用児童の調整は低学年を優先します)

※2 丸森にこにこクラブ・館っ子クラブは低学年児、丸森わくわくクラブ・元気っ子クラブは高学年児を想定していますが、申込状況により変更になる場合があります。

※3 大張っ子クラブは長期休業期間(春休み・夏休み・冬休み)のみ開設します。

◆開所日及び開所時間等

児童クラブ所在地区		丸森・金山・大内・小斎・館矢間	大張
開所日		月曜日から金曜日(祝日含む) ※年間 約 250 日	学校長期休業期間中の 月曜日から金曜日(祝日を含む) ※年間 約 40 日
閉所日		土曜日及び日曜日 お盆期間(8/13～8/16)及び年末年始(12/29～翌 1/3) 学校での引き渡し訓練実施日及び災害等発生による臨時閉所日	
開所時間	学校登校日	下校時から 18 時 15 分	—
	学校休業日	7 時 45 分から 18 時 15 分	
利用者負担金		2,000 円/月 ※町へ納付	4,000 円/年 ※町へ納付
おやつ代 (障害保険料含む)		2,000 円/月 ※児童クラブへ納付	4,000 円/年 ※児童クラブへ納付

丸森町放課後児童クラブ利用申請方法

◆利用申請方法

◇受付期間 ※土・日・祝日を除く

(1)令和 7 年 4 月から利用を希望する場合(年度当初)

10 月 16 日(水)～11 月 15 日(金) 8:30～17:15

※4 月の春休み期間から利用する方は、こちらの期間内に申請を行ってください。

(2)令和 7 年 5 月以降に利用を希望する場合(年度途中)

利用を希望する前々月末まで(例:7 月から利用希望の場合、5 月中に申請受付)

※年度途中の利用を希望する場合、空き状況を確認する必要がありますので、申請の前にお早めにご相談ください。

※定員を超過している場合は、年度途中での申請を受け付けない場合があります。

◇受付場所:丸森町役場 1 階 子育て定住推進課

・新規利用の方は、利用児童の健康状態等の確認がありますので、必ず保護者が子育て定住推進課にご提出ください。また、利用開始前に児童クラブ職員との面談を実施します。

・継続利用の方は、各放課後児童クラブにもご提出いただけます。

※郵送での受付は行いません。

◇提出書類

① 放課後児童クラブ利用申請書 ※児童 1 人につき、1 部作成してください。

② 添付書類(証明書類)

※保護者の状況に応じて、父母両方の証明書類が必要です。

※児童 2 人以上同時利用の場合は 1 部提出で構いません。

※すでに教育・保育給付認定現況届等で提出している場合、提出不要です。

こちらで写しを取らせていただきますので、お申し出ください。(※直近 3 ヶ月以内に限る)

【証明書類一覧】

No.	保護者の要件(保護者の状況)	証明書類
1	就労している方(産休・育休含む)	就労証明書
2	妊娠中もしくは出産前後の方	母子手帳の写し
3	疾病・負傷・障害により保育ができない方	申出書 + 診断書・障害者手帳・療育手帳等
4	同居の親族を常時介護又は看護している方	申出書 + 要介護認定結果通知書等
5	災害の復旧にあたっている方	申出書 + 災害復旧中である証明等
6	求職活動を継続的に行っている方	申出書
7	学校教育法に規定する学校に就学している方	申出書 + 就学中である証明(学生証等)
8	虐待や DV の恐れがある方	※子育て定住推進課へご相談ください。

③ 転入手続きに関する同意書 (申請時に町外に住所を有する方のみ提出)

※申請時に町外に住所を有する方で、利用が内定した場合は、利用希望月の前月までに転入手続きを完了してください。

◆利用可否の決定通知

(1)令和 7 年 4 月から利用を希望する場合:令和 7 年 1 月以降に通知します。

(2)令和 7 年 5 月以降から利用を希望する場合:申請から約 2 週間後に通知します。

丸森町放課後児童クラブ利用にあたって

◆注意事項

【申請内容の確認】

申請内容の確認や事前面談を行う際、ご連絡させていただく場合があります。連絡先は、確実に連絡がとれるところ(携帯電話番号等)を記載してください。

【児童の状態把握のための情報共有】

児童の集団における状況等を把握するため、保育施設、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有をする場合があります。

【利用者負担金について】

原則として、月途中の利用や利用休止・中止手続きを行わずに利用しなかった場合も利用者負担金を徴収します。おやつ代についても同様ですので、利用を休止・中止する場合は、前月 20 日までに手続き※(休止届・中止届の提出)を行ってください。

【申請の虚偽及び変更が生じた場合】

申込みの内容、就労状況等に著しい虚偽があった場合は、利用をお断りする場合があります。

また、申請時の記載事項(住所、電話番号、保護者の就労状況等)に変更が生じた場合は、必要書類をご準備のうえ、速やかに変更手続き※(記載事項変更届等の提出)を行ってください。

※休止・中止手続き、変更手続きは、子育て定住推進課又は各放課後児童クラブで受付します。

【利用の調整について】

定員を超える申請があった場合は、優先度を審査し利用調整を行うため、希望の施設が利用できない場合があります。また、受付期間内に提出された方を優先に選考します。なお、申請時点で利用者負担金の滞納がある場合は、その実態を踏まえて調整・判断する場合があります。

【施設の利用と変更】

放課後児童クラブの利用は1児童につき 1 施設までです。ただし、年度途中であっても定員に空きがあれば利用施設の変更が可能です。

例)不可能:月曜日から火曜日は金山地区放課後児童クラブを利用

水曜日から金曜日は丸森地区放課後児童クラブを利用

可 能:6月末まで丸森地区放課後児童クラブを利用

7月から金山地区放課後児童クラブを利用(※空きがあれば)

【育児休業中・育児休業明けの利用について】

出産に伴う育児休業開始前にすでに利用している児童は、希望があれば継続利用を認めています。なお、育児休業で利用する際は利用事由が変更となるため、変更手続きを行ってください。また、育児休業明けに利用を希望する場合は、育児休業期間が満了する日が属する月の前の月から利用が可能です。

例)育児休業期間が令和7年7月14日までの場合⇒令和7年6月から利用可能

◆◆◆ お問い合わせ ◆◆◆

丸森町子育て定住推進課 保育支援班

〒981-2192 丸森町字鳥屋 120 番地

電話 0224-72-3013 FAX 0224-72-3040